㈤　「漁ろうに従事している船舶」とは、漁業権の行使に係わる漁業活動をおこなっている船舶であり、船舶の操縦性能を制限する網、なわその他の漁具を用いて漁ろうをしている船舶をいう。なお、漁ろうに従事している船舶であっても、漁具等を用いないで移動のために通航する場合は、漁ろうに従事している船舶の限りではない。

㈥　「作業船」とは、次に掲げる操縦性能を制限する作業に従事しているため他の船舶等の進路を避けることができない船舶をいう。

⑴　河川工事、通航標識等の敷設、保守又は引揚げに係わる作業

⑵　しゅんせつ、測量その他の水中作業

⑶　水面清掃、架橋工事等の水面上の作業

㈦　「運転不自由船」とは、船舶の操縦性能を制限する故障その他の異常な事態が生じているため他の船舶等の進路を避けることができない船舶をいう。

㈧　「特殊用務船舶」とは、河川管理者の業務に使用する船舶、消防の業務に使用する船舶、警察の業務に使用する船舶、海上保安の業務に使用する船舶その他河川管理者が公益上の必要があるものとして申請に基づき指定した船舶をいう。

㈨　「河道」とは、河川において現に流水が存する部分をいう。

㈩　「本川」とは、信濃川においては、信濃川の水域、阿賀野川では阿賀野川の水域のことをいう。

（十一）　「支派川」とは、信濃川においては、小阿賀野川、中ノ口川、親松導水路、西川、関屋分水路、通船川の各水域、阿賀野川では、早出川、小阿賀野川、安野川、新井郷川、通船川、派川新井郷川分水路の各水域をいう。

（十二）　「通航方法制限区域」とは、通航方法指定区域のうち、特に安全を確保するために船舶等の通航方法をより制限あるいは禁止する区域をいう。

（十三）　「速度制限（徐行・減速）」とは、操縦性が失われない程度に速度を減速することをいう。

（十四）　「非動力船の通航制限」とは、手こぎボートやカヌー、ウインドサーフィンなどの非動力船が蛇行するなど遊戯的に航行することを禁止し、通過するだけの通航を認めることをいう。

（十五）　「急発進、急加速、急回転の禁止」とは、水上オートバイやモーターボートなどの動力船が急発進、急加速、急回転するなど遊戯的に通航することを禁止し、通過するだけの通航を認めることをいう。

（十六）　「追越し禁止」とは、船舶等の追越しを禁止することをいう。

（十七）　「回転禁止」とは、船舶等の回転を禁止することをいう。

（十八）　「すれ違い禁止」とは、船舶等のすれ違いを禁止することをいう。

（十九）　「船舶の原則進入禁止」とは、船舶等の進入を禁止することをいう。

（二十）　「船幅の制限」とは、船舶等の船幅により通航を可能な船舶等の規制をすることをいう。

（二十一）　「上空制限」とは、橋梁などの桁下から水面までのクリアランスの高さにより、通航可能な船舶等を制限することをいう。なお、この場合の水面は、河口部の朔望平均満潮位を出発水位とした豊水流量時の水位を基本としている。

（二十二）　「汽笛信号」とは、蒸気、圧縮空気、電気等の動作によって音響を発する信号をいう。

（二十三）　「注意」とは、周囲に対して注意を怠りなく通航することをいう。

（二十四）　「起重装置」とは、次に掲げる装置をいう。

①起重機船のクレーンブーム

②クレーン付き台船上のクローラークレーン等のクレーンブーム

③グラブ浚渫船やガッド船のジブ

④杭打船のリーダーガイド

⑤地盤改良船のリーダ

⑥ケーソン製作作業台船のクレーンブーム

⑦コンクリートミキサー船のコンクリート供給ブーム

⑧スパッド装備船のスパッド

⑨揚土船のスプレッダ及びベルトコンベヤー

⑩その他類似の装置

（二十五）　「格納固定」とは、装備されている格納装置に収納し、起重装置が船体の動揺等により脱落しないようピン等で留めることをいう。

（二十六）　「通常の作業において可能な範囲」とは、通常の作業として、起重装置の操作の出来る範囲をいう。

第二章　通航方法指定区域の水域とその通航方法

（通航方法指定区域の通航方法）

第三条　通航方法指定区域における通航方法は、次条から第十六条に定めるところによる。

（河道を横断する動力船の通航方法）

第四条　河道を横切る動力船は、河道に沿って通航している他の動力船の進路を避けなければならない。ただし、河道を横切る動力船が漁ろうに従事している船舶又は作業船である場合は、この限りでない。

（支派川を通航している動力船の通航方法）

第五条　河道が交差している地点において、支派川を通航している動力船は、本川を河道に沿って通航している他の動力船の進路を避けなければならない。ただし、支派川を通航している動力船が漁ろうに従事している船舶又は作業船である場合は、この限りでない。

（運転不自由船の措置）

第六条　運転不自由船は、運転不自由に至ったときに速やかに停泊又は係留しなければならない。この場合、水門、橋梁又は取水排水施設付近以外の区域に停泊又は係留するよう努めなければならない。

（動力船の通航方法）

第七条　動力船は、通航又は船着場等への接岸にあたっては、接触又は航走波による次に掲げる支障を与えないよう努めなければならない。

㈠　すれ違いその他の通航等における他の船舶等の通航への著しい支障

㈡　漁業、ボートこぎ、釣り、水遊びその他の河川の使用への著しい支障

㈢　河川、河川管理施設又は工作物の損傷

㈣　河川内の工事への支障

㈤　河川環境の悪化

なお、上記㈢及び㈣の支障を与えないため、以下について遵守すること。

イ　通航にあたっては、出航前に通航する区間における河川の状況並びに河川管理施設及び送電線、橋梁等の設置状況を確認するとともに、河川管理施設又は工作物の設置を知らせる表示等に注意して通航しなければならない。

ロ　送電線、橋梁等の横断工作物の下部を通過する際には、当該工作物に損傷を与えないよう努めなければならない。また、送電線、橋梁等の横断工作物の周辺を通航又は停泊する際には、当該工作物に接触しないよう注意しなければならない。

ハ　クレーン船等の起重装置が装備されている船舶は、作業現場以外を通航する際には、クレーンブーム等の起重装置を格納固定し、又は通常の作業において可能な範囲で低位に固定しなければならない。

（すれ違いが困難な場所を通航する動力船の通航方法）

第八条　動力船は、橋脚間の短い橋梁の下部その他の船舶等のすれ違いの困難な場所においては、水流、潮流に逆航するものが進路を譲らなければならない。ただし、通過する動力船が漁ろうに従事している船舶又は作業船である場合は、この限りでない。

（見通しなどが悪い場所・船舶が輻輳する場所を通航する動力船の通航方法）

第九条　動力船は、見通しの悪い河道のわん曲部、狭隘な箇所若しくは河道が交差している地点付近、桁下高の低い橋梁の下部、橋脚間の短い橋梁の下部、閘門付近、船着場付近若しくは船舶等の輻輳する場所を通航し、又は他の船舶等に接近した時は、徐行又は減速しなければならない。